

## 電波利用料制度に関する専門調査会ヒアリング資料

平成22年5月12日  
株式会社ウィルコム

# 制度についての要望

## 1. 使途、予算規模について

無線局全体の受益を直接の目的として行う事務の費用(電波利用共益費用)に対する免許人の負担という趣旨を堅持して、電波利用料はもっぱら電波利用共益費に使用されること、及び現状よりも使途、予算規模の拡大とならないことを要望します。

## 2 利用料額の算定について

(1) 平成22年度の電波利用料の収支においては歳入が歳出を大きく上回っています。今期、歳入に超過分がある場合は、次期の利用料額の算定の中でその差額は還元すべきと考えます。

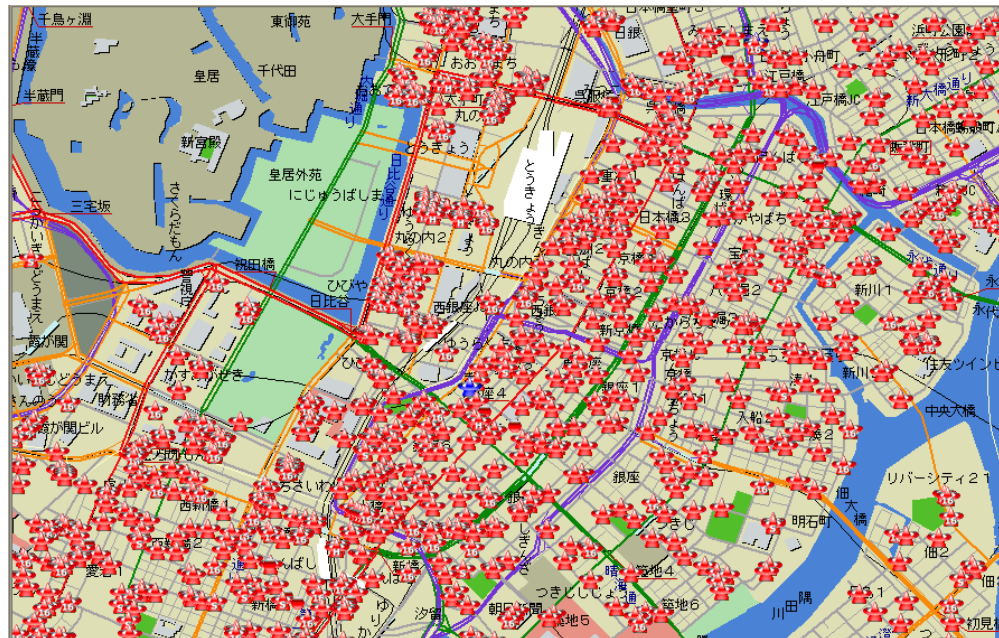
(2) 現状の電波利用料は携帯電話、BWA、PHS等通信事業者への依存度が高く、全体の歳入の約8割を超えています。

一方、移動体通信事業は今では国民の生活に不可欠なものとなり、また、緊急通報の提供、災害時における国民の生命、身体の安全に寄与するなどいまや放送事業と同じく大きな公共性を有しています。

これら通信事業の公共性について考慮し、また、電波利用の受益者である免許人に対し広く負担を求める電波利用料の趣旨を踏まえて、公平な負担の在り方について検討を要望します。

(3) 今後、移動体通信は高速データ通信サービスの普及が期待されています。データ通信は音声に比べ1ユーザ当りのトラフィックが10～100倍となるため、同じ帯域幅の中にデータ通信ユーザを収容するためには小型基地局を多数設置するマイクロセルを実現しなくてはなりません。

一方、マイクロセル方式は電波利用の効率が低い反面、基地局の数が多くなるため電波利用料の総額が増える結果となります。低出力の基地局については料額に配慮するなど基地局に関する負担を軽減する方式の検討を要望します。



ウィルコムのマイクロセル

## 制度についての要望

- (4) 2.5GHz帯のBWAにおいて、2545から2555MHzの10MHzは2014年12月まで周波数の運用が制限されています。現在、この帯域は他システムへの干渉を回避するため、利用できる範囲は屋内に限られており、事実上屋外では利用できません。このような帯域については運用が制限されている期間、電波利用料の軽減について考慮していただきたい。

### 2.5GHz帯のBWA割当周波数

